

機関誌「損害保険研究」 投稿基準の制定について

「損害保険研究」は、損害保険分野を中心とした定期刊行学術誌としては我が国における唯一の存在であり、損害保険に係わる学術振興ならびに損害保険事業の発展に寄与するため、研究者および実務家の研究・調査の発表媒体として有効に機能することをその使命としています。

上記使命を着実に果すため、このたび研究に関する投稿基準をひろく公表して多くの投稿者を募ることといたしました。つきましては下記基準により、損害保険および関連分野の研究者ならびに損害保険業および関連事業に従事している方で、ご自分の研究の成果を発表することを希望される方の積極的な応募をお待ちいたします。

投稿基準

1. 発行回数・発行月と原稿締切日

(1) 発行回数・発行月

5月、8月、11月および2月（翌年）の4回、いずれも25日発行。

（当日が土日祝日の場合はその次の平日）

(2) 原稿締切日

発行月の4ヶ月前（1月、4月、7月および10月）の月末。

2. 論文テーマ・内容

損害保険とその関連分野に関する研究であること。但し、未投稿・未発表であるものに限る。

なお、提出された原稿は、本誌編集委員会でその内容を審査して掲載の可否と掲載の場合の区分（注）を決定する。

（注）①研究論文

損害保険およびその関連分野に関する学術的または実務的な研究の成果を表す論稿で、その新規性、独自性等の要素が評価されたものをいう。

②研究ノート

主として実務的な調査・研究の成果を表す論稿で、上記①の水準には達していないものの、講読者へ紹介することが適当であると評価されたものをいう。

③判例評釈

特定の判例を研究、評価する論稿で、「損害保険判例研究会」における判例報告以外のものをいう。

3. 執筆要領

(1) 原稿枚数とファイル形式

- ・A4 原稿用紙に明朝体 10.5 ポイント打ちで図表を含めて 17 枚程度とする(文字だけの場合で 24,000 字程度)。
- ・原則として本文および注(脚注とする)はワードとし、図表についてはエクセルの使用も可。

(2) 原稿の送付方法

本文と図表の原稿を e-mail に添付して下記の提出先へ送付のこと。

(3) 校正

執筆者の校正は、原則として再校までとする。

(4) 原稿提出および照会先

(財) 損害保険事業総合研究所 「損害保険研究」編集室
室長 鈴木 喜昭

〒101-8335

東京都千代田区神田淡路町 2-9

TEL : 03-3255-5513

メール・アドレス : y.suzuki@sonposoken.or.jp

4. その他

(1) 著作権について

執筆者に帰属する。

(注) ただし、掲載された論文について当研究所がアーカイブ化などの複製とその公衆通信をおこなうことがあるが、執筆者には当該行為に対して予め承認をお願いする。

(2) 抜刷り

30 部までは無料にて提供する。(部数の追加を希望する場合は有料で、1 部 200 円。)

(3) 原稿料の支払い

掲載された原稿については、当研究所の内規により原稿料を支払う。

以上